

福岡市内
障がい福祉サービス事業所 管理者 様
(就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援)
特定相談支援事業所 管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎
(福祉局障がい者部障がい施設福祉課)

特別支援学校在学者の就労継続支援 B 型の支給決定における取扱いについて

特別支援学校在学者の就労選択支援の取扱いに関しては、令和 7 年 8 月 5 日付福障施第 306 号にて通知しておりましたが、就労継続支援 B 型の支給決定における今後の取り扱いについて、下記のとおり通知いたします。

各事業所におかれましては、関係職員にご周知いただき、事務手続き等遺漏なきようお願いいたします。

なお、令和 9 年 4 月以降に就労継続支援 A 型を利用する場合等の取扱いについては、国からの具体的な取扱いが示された後に改めて示す予定です。

記

1 就労選択支援の利用が困難な場合のアセスメントについて

就労継続支援 B 型の利用の意向がある場合について、最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業者がない場合や、利用可能な就労選択支援事業者数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間（約 1 か月を目安とする）が生じる場合、特別支援学校在学者については、「就労選択支援特例申出書」を提出し、適当であると認められた時は、従来の就労アセスメント（特別支援学校からのアセスメント結果（学校意見書）を含む）を経ることによる就労継続支援 B 型の利用を可能とする（確認結果について、区担当者から申請者または計画相談支援事業所及び特別支援学校へ連絡）。

（具体的な流れ）

- ①就労選択支援の利用が困難な状況が判明後、「就労選択支援特例申出書」を区へ提出
- ②区担当者から「就労選択支援特例申出書」の確認結果の連絡を受ける
- ③従来の就労アセスメント（特別支援学校からのアセスメント結果（学校意見書）を含む）を添えて区へ就労継続支援 B 型の支給申請

2 アセスメント結果について

アセスメントの有効期限は原則 1 年間であるため、卒業後就労継続支援 B 型を利用する意向がある場合は、卒業前 1 年以内に就労選択支援を利用する必要がある。しかし、早期に能力の評価や意向等の把握を行い、適切な進路指導に繋げるため、特別支援学校在学者においては、2 年生で就労選択支援を利用した場合、そのアセスメント結果をもって卒業後の就労継続支援 B 型の支給決定を行うことを可能とする。

3 適用年月

令和8年度卒業生からの適用とする。

4 参考資料

- ・【市通知】令和7年8月5日付福障施第306号「特別支援学校等における就労選択支援の取扱いについて」
- ・就労選択支援特例申出書
就労選択支援特例申出書のホームページ掲載場所
福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉・障がい者 > 障がいのある方 > 障がい福祉サービス等 > 利用者向け（障がい福祉サービス）

【担当・問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市福祉局障がい者部障がい施設福祉課施設指導第1係

電話：092-711-4249／F A X：092-711-4818

E-mail：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp